

# 情報モラル教育としての「道徳」授業批判

## —「資料」の解釈について—

阿部 学

千葉大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程

本稿は、様々な取り組み方がありうる情報モラル教育の中で、「道徳」授業における情報モラル教育について検討するものである。授業での「資料」の解釈のさせ方を確認すると、その多くは、情報モラルについて指導するには問題があることが分かる。本稿では、宇佐美寛の「資料」論をよりどころとしながら、2つの「資料」について、示される情報が不十分・不適切であり、その点が補われないまま解釈がなされているという問題を指摘した。また、そうした問題が生じる要因として、(1) 従来の「資料」の問題と同様の問題があること、(2) 扱うべき問題の新しさ、(3) 文章としての「資料」の限界、(4) 一般的な「道徳」の内容との関連についての課題を指摘した。

キーワード：情報モラル教育、「道徳」授業批判、資料、記号論、解釈規則

### 1. はじめに

近年、子どもたちのインターネットや携帯電話の利用に関する諸問題が指摘され、情報モラル教育の一層の充実が学校教育に求められることになった。

本稿では、様々な取り組み方がありうる情報モラル教育の中で、「道徳」授業における情報モラル教育について検討する。

特に、授業で用いられる「資料」に注目する。一般に、「道徳」授業では、読み物教材すなわち「資料」が用いられることが多い。「道徳」授業としての情報モラル教育においても、新たな「資料」を作成し、活用しようとする試みがみられる<sup>2</sup>。一般的な「道徳」授業のスタイルからすれば、扱いやすい「資料」が数多く作成されることは歓迎されるべきことである。

しかし、こうした「資料」を確認すると、その多くは情報モラル教育として用いるには問題あるものだということが分かる。より詳しく言えば、「資料」の解釈のさせ方に問題がある。「資料」に示される情報が、不十分・不適切でありながら、その点を補わないまま解釈をさせている。

本稿では、典型的な問題を指摘しうる「資料」を取り上げ、具体的に問題を指摘しながら、なぜそうした問題が生じるのかということ考察する<sup>3</sup>。

### 2. 宇佐美の「資料」論と情報モラル

「資料」の検討に入る前に、宇佐美(2005a、2005b、2005c)による「資料」論を概観し、議論のよりどころとしていきたい。すでに宇佐美は、多くの「道徳」授業において、「資料」の解釈のさせ方に問題があるということを指摘している。宇佐美による批判がなされたのは、情報モラル教育が推進されるより以前であり、情報モラル教育との関連で宇佐美の「資料」論を取り上げた研究は管見の限りみられないのだが、関連するところは大きいと思われる。

#### 2.1. 宇佐美の「資料」論

宇佐美は、「資料」を用いることの意義を、次のようにいう。

直接生まの経験をするという機会は限られている。だから、言葉を代用することによって、経験をしたかのごとく知り考えるのだ。<sup>4</sup>

現実の状況は、きわめて複雑で、多様な因子から成っている。資料は、その因子の多くを捨てる(捨象する)。他の因子をとり上げる(抽象する)。このように現実の状況をより簡単な人為的な型に変型したのが資料である。つまり、資料は現実の状況を示す模型である。模型を使うと、現実そのものを見るよりも、よく見えることがあるのである。<sup>5</sup>

こうした記述からは、「資料」を用いることの意義は、

教室では経験させられないようなことについて疑似体験的に学ばせたり、学ぶべき因子について効率よく学ばせたりできることだと捉えられる。

ただし、ここに問題が生じうる。「資料」についての解釈のさせ方に関する問題である。

まず気をつけなければならないのは、すべての「資料」が「現実の状況を示す模型」として適切なものではないということである。先に引用したとおり、「資料」は「現実の状況をより簡単な人為的な型に変型した」ものである。「現実の状況」に比して、示される情報は限られる。解釈をするには情報が不十分だということが起こりうる。さらに、可能性としては、情報が不十分というだけでなく、誤っているということもありうるだろう。

問題なのは、不十分な情報が示される「資料」について、「資料が示している情報をそのまま受け取り、今まで知らなかった事実を知る読み方」<sup>6</sup>で解釈をさせる場合である。十分な情報を知らせずに、的確な判断をさせようとするには無理がある。宇佐美は、そうした仕方での解釈をさせる授業は、非現実的な思考を促したり、誤った事実認識をさせてしまったりするものだと批判する。

ただし、この問題は「資料」自体の良し悪しを指し示すものではない。「資料」は「模型」である。したがって、「資料の中に有るのは、事実ではなく、事実を指し示す記号である。外側の事実からは何らかの形でずれた事柄を示している」(傍点ママ)<sup>7</sup>ということになる。「資料」では、本来は複雑な事実を、言葉によって捨象したり抽象したりしているため、当の事実からすれば、程度こそあれ、自ずと不十分な点は出てくるのである。

そこで宇佐美は、場合によっては、「資料を修正し補い、他の可能性を想像する読み方」<sup>8</sup>で解釈をさせるべきだという。「資料」の情報が不十分・不適切である場合には、分からないことを調べて補完したり、おかしい点を指摘したりすることが必要になる。こうした試みは、現実的で具体的な思考を促すものになるという。

また、宇佐美によれば、「たいていの資料は、事実からの遊離の程度が著しすぎる。ろくに事実が書かれていない貧弱なものである」<sup>9</sup>。だとすれば、授業者は、「資料」をはなから十全たるものとみなすのではなく、その不十分さの程度を認識し、「修正し補い、他の可能性を想像する読み方」を探るよう留意せねばならない。

## 2.2. 情報モラル教育への示唆

では、宇佐美の「資料」論をよりどころにしたときに、情報モラル教育について何が考えられうるだろうか。

情報モラルに関する諸問題は、デジタル技術の発展にともなって顕在化してきた新たな問題である場合が多い。携帯電話を例にすれば、「ケータイ依存」、不用意な

個人情報の発信、有害情報へのアクセス、ネットいじめなどがこれまで問題とされてきた<sup>10</sup>。こうした問題は、デジタル技術の発展に伴い、携帯電話やインターネットが普及したことにより顕在化した問題だといえる<sup>11</sup>。

また、デジタル技術は今後も発展してゆくはずであり、それに伴いまた新たな問題が顕在化してゆくことも想定される。ふたたび携帯電話を例にすれば、最近では、急速に普及しつつあるスマートフォンに関する問題が指摘され始めている。スマートフォンには、従来型の携帯電話にはない特徴があり、これまで行われていた啓発では補えない部分や、逆に誤解を与えてしまうような部分がある<sup>12</sup>。

こうした状況においては、「資料」を「現実の状況を示す模型」として成立させるためには、私たちは様々なことに留意せねばならないことになる。たとえば、新たな機器やサービスの特徴、その受容のされ方、生じうる問題の因子など、更新されつつある様々な情報が、「資料」作成者および授業者に十分に理解されている必要がある。つまり、授業の舞台は「道徳」であっても、従来の「道徳」の内容だけでなく、情報モラルについての新たな情報を理解しておく必要があるということである。時に、「ケータイやネットについては子どもの方が詳しい」という発言が聞かれるが、それではまずい。

ただし、宇佐美の「資料」論をふまえれば、「資料」に示される情報が不十分であっても、「資料を修正し補い、他の可能性を想像する読み方」で解釈をさせればよいということもいえる。

だが、多くの授業はそうようになってはいないようである。この後に詳しくみてゆくように、情報が不十分・不適切である「資料」を、補足や批判なしにそのまま解釈させている。

ここからは、こうした問題が典型的にあらわれている「資料」を取り上げ、具体的に指摘をしてゆきたい。

## 3. 「好美の告白」の批判的検討

### 3.1. 「好美の告白」とは

倉敷市東中学校道徳研究部会は、情報モラルについて指導するために、「好美の告白」という「資料」を作成し、「道徳」授業を実施している<sup>13</sup>。対象は中学3年生である。

「好美の告白」の概要は次のようなものである。登場人物は、「ルリ子」と「好美」のふたりの中学生である。ふたりの住む「A市」では、市のシンボルとなるキャラクターを募集していた。「好美」は、「芸術系で有名なB高校」への推薦入学を希望しており、この公募にも応募しようと考えていた。しかし、締切り前日になっても、よいデザインが浮かばず「好美」は困っていた。そこで、

「好美」はインターネットで見つけた「マーク」を参考にしたものに応募してしまうのだが、結果、「好美」の応募したキャラクターが「第一候補」に選ばれることになる。後日、「好美」は、このことを「ルリ子」に打ち明ける。

告白の場面が描かれた「資料」の後半部分は次のようなものである。

「好美のマークが選ばれると思っていたわよ。さすがね、好美。」とルリ子は好美をたたえた。しかし、好美は嬉しそうな顔はせずに、「実は、ルリ子にだけは、話しておきたいことがあるの。ちょっと来て。」と言って、好美は後者の裏側へルリ子を連れていった。「何よ、好美。どうしたの。」とルリ子が問うと、「あのマークのことなんだけど、正直に言うと、私が考えたデザインじゃないのよ。インターネットのホームページを見ていたら、すてきなマークがあったので、それを参考にして描いたの。」「えっ、好美のオリジナルじゃないの。どうしてそんなことしたのよ。」「私、美術部員だし、B高校への推薦入学をねらっているし、とてもプレッシャーがかかっていたの。でも、全然いいデザインが思い浮かばなくて。そんなとき、ホームページを見てたら、すてきなデザインがあったので、つい・・・」「それってやばいんじゃない。きっと市の担当の人たちは、いろいろと調べると思うわよ。」「でも、その人たちが、あのキャラクターをホームページの中から探し出すってことは無理なんじゃないかな。それに、まったく同じキャラクターじゃないんだし。だから大丈夫だと思うの。」と自分に言い聞かせるように言った。そして、「このことは絶対に他の人には言わないでよ。私とルリ子だけの秘密だからね。正式に選ばれたら、副賞についてくる旅行と一緒にいこう。」と好美は付け加えた。

(倉敷市東中学校道徳部会「好美の告白」より)

### 3.2 「好美の告白」に示される情報

まずは、「好美の告白」に示されている、情報モラルに関する情報をおさえておこう。

「好美の告白」が扱うのは、著作権に関する問題だと解せる<sup>14</sup>。

前提として、著作権法にもとづけば、私たちが他者の著作物を利用したいと思った場合には、その著作物の著作者や著作権者に許諾を得る必要がある。許諾を得ることなしにその著作物を利用することは違法である。一部、私的利用や学校教育での利用の場合などの例外はあるが、他者の著作物を利用したい場合は、原則として著作権法にもとづいた適切な手順をふむ必要がある。

「好美」の行為は、ネット上にあった著作物を無断で改変し、さらにそれを市の公募に応募するという行為である。先の例外の範囲を越えており、著作権の侵害にあたりと指摘できる。盗作ということになる。付け加えれば、「副賞についてくる旅行と一緒にいこう」と犯罪の隠蔽を求める発言もしており、なおさら問題があるといえる。

ただし、「好美」の行為の違法性を厳密に指摘するためには、「好美」の「マーク」が参考元の「マーク」とどの程度似ているのかという情報が必要になる。弁護士の福井（2010）は、盗作に関して著作権侵害を主張す

るためには、「相手が①オリジナル作品を見て、あるいは聞いて（＝依拠性）、②よく似た作品を作った（＝類似性）、という二点を証明する必要があります」<sup>15</sup>という。「好美の告白」では、このうち②の点に関する情報が不足している。

①の点については、「あのマークのことなんだけど、正直に言うと、私が考えたデザインじゃないのよ。インターネットのホームページを見ていたら、すてきなマークがあったので、それを参考にして描いたの。」という「好美」の発言から読み取れる。

②の点については、「資料」からは判断できない。「資料」には、「まったく同じキャラクターじゃない」という「好美」の発言があるのみで、ふたつの「マーク」がどの程度似ているのか、読者は判断できない。

著作権は著作物についての権利である。そのため、「好美」の「マーク」が盗作かどうかを厳密に判断するためには、「好美」の言葉を追うよりも、実際の著作物を見て比べることが必要になる<sup>16</sup>。その結果、実際はそれほど似ておらず、改変とまでは言い切ることはできないという可能性もある<sup>17</sup>。また、参考元の「マーク」の著作権がどのように管理されているのかも分からない。もしかしたら、「好美」が知らないだけで、参考元の「マーク」は、創作性の低いありふれた表現のものかもしれない。あるいは、パブリックドメインとなっているものかもしれない<sup>18</sup>。

ここまでみてきたように、「好美の告白」には、(1)情報モラルの中でも著作権に関する問題が描かれている、(2)しかし、著作権法にもとづく意思決定について具体的に考えるためには、当の著作物についての情報が不足している、という特徴がある。

ただし、宇佐美の「資料」論にもとづけば、授業は「資料自体では良し悪しは決まらない」<sup>19</sup>。「どんな目標で、どんな方法でその資料を使うかによる。言いかえれば、記号としての資料をどう解釈するかによる」<sup>20</sup>。

では、この「資料」はどのように解釈されているか。その解釈の仕方に問題はあるか。

### 3.3 「好美の告白」の解釈の問題

「資料」作成者によれば、この「資料」は「モラルジレンマ資料」である。

「モラルジレンマ資料」とは、荒木ら（1988）によって提唱される「モラルジレンマ授業」で用いられる「資料」である。「モラルジレンマ授業」の特徴は次のようにまとめられる。まず、ふたつの「道徳的価値に関する葛藤」すなわち「ジレンマ」が示されている「モラルジレンマ資料」を用意する。その「モラルジレンマ資料」を子どもたちに読ませ、「ジレンマ」のうちのどちらの立場に立つかを決めさせる。さらに、立場を決めた上で、

集団で議論をさせる。また、最終的に「ジレンマ」のうちどちらをとるべきかという唯一の結論を導かない「オープンエンド」形式をとる。

「好美の告白」では、「応募したキャラクターを取り下げるよう好美に言う」とこと、「おせっかいなことはやめて、事実は誰にも言わないでおく」ことが「ジレンマ」と設定されている。実際の授業では、子どもたちは、自分が「ルリ子」なら前者と後者のどちらの立場に立つかを考えさせられる。一般的な「モラルジレンマ授業」のスタイルだといえる。

このような解釈のさせ方には、次のような問題がある。

### (1) 違法行為の容認に関して

実際の授業では、子どもたちは「取り下げを促す立場」か「事実を隠す立場」かを選択することになる訳であるが、「事実を隠す立場」というのは、違法行為を容認する立場である。さらに、「オープンエンド」形式をとるが故、その立場に立つことを最終的に否定はしないということになる。

授業報告をみると、最終的に34名中30名の大多数が、自分なら「事実を隠す立場」になると判断している<sup>21</sup>。大多数が違法行為を容認するという結果に終わってしまっている。

だが、情報モラルについて学ばせるのであれば、違法行為を容認する「事実を隠す立場」を許してはいけないはずである。「事実を隠す立場」はありえない。「取り下げを促す立場」か「事実を隠す立場」かという「ジレンマ」の設定がそもそも間違っている。まして、ここでは犯罪の隠蔽の容認を教えることにもなる。中学校学習指導要領・道徳編（平成20年告示）には、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」という記述があるが、この内容にも反することになる。

一方で、現実の場面で、行為の違法性を知りながら、どうしても「事実を隠す立場」をとるという思考があることは否定できない。

しかし、そうした問題を扱おうとするならば、子どもたちの著作権についての認識がそもそも乏しいという課題に答えなければならない。

子どもの著作権についての認識は、授業中の意思決定の理由にあらわれている。「事実を隠す立場」を選ぶとした子どもの理由には、「そのまま写した訳ではないから」（16名）、「市の規模なら大丈夫だから」（1名）という意見がある<sup>22</sup>。ところが、著作物をそのまま写したのでないとしても、無許可での改変は違法であるし、市の公募というのは私的利用の範囲を明らかに越えているものである。つまり、半数以上の子が、著作権につい

て不十分な認識をしたまま、何となく「事実を隠す立場」を選んでいくということが示唆される。

子どもの認識が不十分であること自体は悪いことではない。情報モラルに関する問題は、最近になって扱われ始めたものである。関連する情報を知らないということは当然である。そもそも、そのことを知らないからこそ、授業をする必要があるのである。

だからこそ、曖昧なことを曖昧にしたまま曖昧な結論を導くのではなく、意思決定のよりどころとなる情報をまずは伝えるべきである。こうした情報が十分でない中で意思決定は不毛である。ここでは、著作権についての情報を何かしらの方法で具体的に伝えた上で、「好美」の行為について考えさせるべきである<sup>23</sup>。

### (2) 「マーク」の類似性に関して

先に、「好美の告白」には、ふたつの「マーク」がどの程度似ているのかという情報が不足しているということを確認した。

しかし、授業報告をみる限りでは、そうした点に関する情報が補足されないまま、意思決定がなされてしまっている。「資料」に示されることのみを材料としての解釈が求められているのである。

そのため、子どもたちに意思決定の理由を問うても、著作権に関連した有意義な発言は導くことができないはずである。「好美」の「マーク」に違法性がなければ、必ずしも「取り下げを促す」必要はないのだが、そうした点について考えることはできない。

子どもたちが挙げた「事実を隠す立場」になるとした理由には、「好美がそれでいいならいい」（1名）、「人間関係が悪くなるから」（5名）、「親友として秘密にしておく」（1名）「好美を傷つけない」（3名）といったものがある。これらは、ふたりの人間関係についての理由である。著作権に関する点には触れられていない。また、先に、「そのまま写した訳ではないから」、「市の規模なら大丈夫だから」という理由もあったことを取り上げた。これらは著作権についての理由ではあるが、著作権についての認識の不十分さが示されているものである。

これらをまとめると、子どもたちは著作権とは関係のない点に注目したか、著作権についての不十分な認識を示し、そのまま終わってしまったか、いずれかであったということになる。著作権についての情報が不足してそのまま「資料」を解釈した結果であり、当然の結果だといえる。授業報告をみる限り、授業終了まで、著作権に関する情報は伝えられなかったようであるが、だとすれば、子どもたちはこの授業で情報モラルに関する何ごとを学んだのだろうか。

こうした意見には、人間関係について考えることは

「道徳」として望ましいことで何ら問題はないとか、「道徳」では著作権について教え込むことを目的とすべきではないといった批判がなされることが想定される。

そうした批判には次のように答えられる。人間関係について考えることは、確かに「道徳」として有意義かもしれない。しかし、情報モラル教育を行おうとしているときに、情報モラルについて新たな認識をさせないまま授業を終えてよいのだろうか。人間関係についてのみ考えさせるのであれば、これまであった「資料」を用いればよいことである。ここでは、情報モラルについての子どもの認識がどうなったかについて考えるべきである。

「好美の告白」を用いた授業は、このままでは、情報モラルに関することを話題とした、従来の「道徳」授業でしかない。

### (3) 「モラルジレンマ資料」としての問題

ここまで指摘してきた問題は、「モラルジレンマ資料」がそもそも抱える問題との関連で語りうるものである。

「モラルジレンマ授業」では、「資料」に示す「状況はきわめて簡潔であること」<sup>24</sup>が望まれる。「状況が複雑すぎると子どもたち一人ひとりの状況把握に差が出て、話し合いが深まらない恐れがある」<sup>25</sup>からだという。また、「資料」の不十分な点を補うということはしない。あくまで、事前に設定した単純な「ジレンマ」の範囲で「資料」を解釈することが求められる。

一方、著作権に関する「現実の状況」は単純ではない。これまでみてきたように、「好美の告白」は「現実の状況を示す模型」としては情報が不足している。この「資料」を解釈するためには、実際の著作物を見比べる必要がある。子どもの著作権についての認識が乏しいという課題もある。その点を何らかの方法で補う必要がある。

ここに大きな溝がある。著作権に関する情報は豊富に扱われるべきである。一方、「モラルジレンマ資料」では情報は不足しがちになる。双方の相性は悪いといえる。もちろん、「モラルジレンマ資料」を推進しようとする立場もあるだろう。ただしその場合、著作権に関する情報は豊富に扱われるべきだという課題に答えなければならない。

発展的に、「好美の告白」を離れて考えてみたい。最近、「好美の告白」のように、子どもがネット上の著作物を盗用するという問題が実際に指摘されている<sup>26</sup>。音楽や動画の違法アップロード・ダウンロードといった問題もある。デジタル技術の発展により、著作権法そのものが見直されようとしているということもある<sup>27</sup>。「現実の状況」はより複雑である。

こうした問題は、子どもたちにも直接関連しうる問題であり、情報モラル教育で扱われるべき問題だといえる。ただし、状況が複雑であるだけに、「資料」の作成の際

には、どういった情報を選ぶのか、どういった情報が不足しているのか、その不足分はいかに補うのか、といったことまでを考えなければならない。

さらに視野を広げてみよう。先に、スマートフォン普及に伴う問題を指摘したように、情報モラル教育で扱われるべき問題は常に新たなものとなってゆくことが予想される。つまり、「資料」のもととなる「現実の状況」が、新しく、より複雑になってゆく可能性があるということである。たとえば、従来型の携帯電話を想定して作成した「資料」では、スマートフォンには対応できない場合がある。

こうした傾向の中では、情報モラル教育においては、「資料」作成者や授業者は、できるだけ新たな情報に通じている必要があるといえる。「好美の告白」に限っていえば、必ずしも流行りの情報を扱う必要はない。そうした不易の面を扱った授業も可能であり、必要であろう。ただし、デジタル技術の発展と関連する部分の大きい情報モラル教育では、新たな情報を扱った授業が求められることが多くなるのではないかと想定される。この予想が適切であれば、やはり「モラルジレンマ資料」の作成には慎重にならざるをえない。

## 4. 「プロフ」の批判的検討

### 4.1. 「プロフ」とは

千葉県中学校長会編による副読本『中学生の新しい道』（平成21年度版）に収録されている「プロフ」という「資料」がある。対象は中学2年生である。なお、ここでの「プロフ」とは、「プロフィールサイト」の略である。

付属の教師用指導書には、「資料」の概要が次のように記されている。

ある日、みきの更新したプロフがクラスで話題となり、ねたましく思ったリサが『クラスの恥』という書き込みを行う。その翌日からみきは学校を休んでしまう。リサがサイトにアクセスすると、そこには誹謗中傷の言葉があふれていた。同じくその書き込みを知った智子から、悪口を書き込んだことを責められるが、自分は悪くないと一蹴してしまう。帰宅したリサは、再びサイトにアクセスしてみると、自分の名前をしっかりと示して、正しくあるべき姿を主張する智子の存在があった。自分の間違いに気付いたリサは、翌日智子たちに声をかけ、本当の気持ちを打ち明けるのだった。

（千葉県中学校長会編『中学生の新しい道』教師用指導書より）

また、同書には、授業の「ねらい」が次のように記されている。

言葉だけが飛び交うネット社会における問題を考えることで、ルールやマナー、メディア・リテラシーの基本的な考え方にふれるとともに、自らの感情を抑制するための正義の心を持ち、差別や偏見のない理想の社会の実現を目指そうとする態度や心構えを養う。

（千葉県中学校長会編『中学生の新しい道』教師用指導書より）

### 4.2. 「プロフ」に示される情報

まずは、「プロフ」に示されている、情報モラルに関

する情報をおさえておこう。

「プロフ」が扱うのは、ネット上への情報発信や、そこでのコミュニケーションに関する問題だと解せる。プロフィールサイトは子どもたちに人気のサイトであり、かつそこでのトラブルも指摘されている<sup>28</sup>。また、中学校学習指導要領(平成20年告示)解説・道徳編には「ネット上への書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題及び友人関係の問題」の指導に留意すべきとする内容が記されている。こうした内容を、プロフィールサイトという具体的な題材で扱うことは、有意義なことだと思われる。

では、どういった問題が描かれているのか確認しよう。

第一に、「みき」がプロフに写真をアップしたことについての問題がある。「みき」がアップした写真は、「大胆」な「ビキニ姿」の写真だとされる。その写真をアップしたことで、一日100件のアクセスがあり、「みき」はそのことを喜んでいる。

ネット上にそうした写真をアップすることには、慎重にならなくてはいけない。写真に限らず、プロフへの不用意な情報発信がトラブルに発展した例は数多く報告されている<sup>29</sup>。不特定の人からの書き込みがある描写をみると、「みき」のプロフは限定公開ではないようである。情報が誰にどのように悪用されるか分からない。それが水着の写真であれば、なおさら危険であろう。もちろん、炎上や悪用の可能性を理解した上であえてそういう行動をとることは本人の自由ではあるが、一般的には指導の対象となる事柄だといえる。

プロフィールサイトの最大手である「前略プロフィール」<sup>30</sup>も、不用意な情報発信について啓発をしている。サイト内の「ケータイ・インターネットの歩き方」<sup>31</sup>というコンテンツに「インターネットは、誰が見るか分かりませんし、一旦公開された情報(画像)は、コピーが簡単にでき、しかも、すべてを削除することは不可能です。また、アダルトサイトなどで悪用される危険がありますので、個人を特定できる画像などの情報を公開することはお奨めしません」という文言がある。こうした危険性を認識した上で、プロフの使い方を考えてゆくことが重要である。

第二に、「みき」のプロフの炎上についての問題がある。炎上のきっかけとなったのは、「リサ」が「二年二組の恥。消えてなくなれ。みんなもそう思うでしょ。」と「みき」を中傷する書き込みをしたことである。また、「智子」は、炎上を解決するため、実名を出してそこに書き込みをする。「リサ」は、その書き込みを見て、自分の行為を反省することになる。書き込んだ文言は次のようなものである。

私は、林智子と言います。このサイトは私の親友がつくっています。かけがえのない親友です。サイトに集まってくる人たちは、お互い顔もわかりません。でも私は、サイトから元気をもらうことだってあり

ます。でも、今私の親友はサイトの書き込みで苦しんでいます。もうそんなサイトは終わりにして下さい。このサイトを夢いっぱいのサイトにしませんか。

(千葉県中学校長会編『中学生の新しい道』「プロフ」より)

特におさえておきたいのは、この「智子」の実名での書き込みについてである。炎上のきっかけとなった「リサ」の書き込みも問題であるが、これは一見してすぐ問題だと分かる行為である。一方、「智子」の行為はネット上でのコミュニケーションの特性を認識していなければ良し悪しを判断できないものである。

結論からいえば、炎上しているサイトに実名を出して書き込みをするということは、リスクの大きい行為である。通念上は、こうした行動で炎上がおさまることはありえない。かえって火に油を注ぐということになりかねない。「智子」自身が批判の対象となることもありうる。「資料」を読む限り、「智子」は携帯電話を買ってもらって日も浅いようである。その情報からは、「智子」がネット上への情報発信に慣れていないのではないかとということが想像される。

また、「智子」は「みき」が休んでいるのは炎上が原因だと思っているようだが、「資料」には炎上後、「智子」と「みき」が連絡をとり合った様子は描かれていない。本当に炎上が原因なのか。「智子」はその事実を確認したのか。

いずれにせよ、「智子」の行為は軽薄な行為だといわざるをえない。ネット上でのコミュニケーションの特性を認識していれば、十中八九、避けるべき行為だといえる。「智子」は反面教師とみなすべきである。

炎上に限らず、実際にプロフ等で問題が起こった場合は、個人のみで解決するのは難しい。したがって、サイト運営者、警察、国民生活センターなどに相談することを選択肢とすべきである。あるいは教師や保護者などの身近な大人に相談してもよいだろう。たとえば、サイト運営者を例にすれば、「前略プロフィール」は、第三者機関である一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)の認定を受け、安全対策を進めており、問い合わせの窓口も案内されている<sup>32</sup>。現実の場面では、こうした情報を他にもたくさん集めた上で、どういった選択をとることが問題解決につながるのかと検討することになるだろう。子どもたちがトラブルにあわないように、あるいは子どもたちにトラブルをうまく解決させるためには、「資料」に加えてこうした多様な情報が補足されるべきである。

では、先の事例にならない、「プロフ」のに示された情報と解釈の仕方の関係についてみてゆこう。

#### 4.3. 「プロフ」の解釈の問題

教師用指導書には、指導案が記されている。そこでの記述にあたりながら、問題を指摘したい。

### (1) 「智子」の書き込みに関して

先に、「智子」の書き込みの解釈について考えよう。

教師用指導書では、「智子」の行為は肯定的に捉えるべきものとされている。たとえば、「サイトに実名を出すというのは、どういう気持ちからだろうか」という、「智子」の「気持ち」を問う発問によって、「実名を使い、堂々と自分の考えを伝える智子の行動をしっかりと捉えさせる」という方向での解釈をさせることが目指されている。

これでは、ネット上でのコミュニケーションのあり方について、誤った情報を子どもに与えてしまうことになる。先に確認したように、炎上しているサイトに実名を出して、正論をいうような書き込みをすることは、リスクある行為である。たとえその行為が、「ねらい」にあるような「差別や偏見のない理想の社会の実現を目指す態度や心構え」によるものであったとしても、この場合、結果として差別や偏見をかえって助長してしまうかもしれない。さらに、そのような軽薄な行為をしてしまう「智子」には、「自らの感情を抑制する」面が欠けているということもできる。

本来は避けられるべき「智子」の行為が、望ましい行為ということにされてしまっているのはなぜか。

まずは、「資料」作成者の情報モラルについての認識が乏しかったという可能性を指摘できる。望ましい行為というのは、状況によって変わる。まして、対面的なコミュニケーションと、ネット上でのコミュニケーションとでは異なる部分が多い。そうした特性を知らずして、情報モラルの「資料」を作成することは避けるべきである。ステレオタイプ的な望ましい行為を勧めるのではなく、その場その場の特性を知り、その特性に合った行為を探ってゆくことが教えられるべきである。ここでの「資料」の解釈のさせ方は一面的であり、かつその一面は不適切なものである。

ただし、問題はそれだけではない。「資料」の登場人物の「気持ち」を問うという解釈のさせ方<sup>33</sup>に特有の問題が関連している<sup>34</sup>。

教師は授業で、「智子」の気持ちについて「サイトに実名を出すというのは、どういう気持ちからだろうか」と子どもたちに問うことになる。そこでは、「実名を使い、堂々と自分の考えを伝える智子の行動をしっかりと捉えさせる」ことが目指されている。

この問いに対して、どのような回答がありうるだろうか。「智子」の「気持ち」について問われれば、「友だちを助けたいと思った」「実名を出して堂々と主張をしたいと思った」という肯定的な回答をするしかない。仮にリスクのことをふまえたとしても、「リスクを承知で、分かってくれると思って書き込んだ」といった回答にな

ろう。このような、回答を聞く前から想定できるような回答しか導くことはできないはずである。

このように、「気持ち」を問うということは、一見すると子ども自身の発想を活かすことのように思われるが、その内実としては、授業者の意図どおりの解釈に誘導しやすい方法である。授業者が予め、「智子」の行動は望ましい行動だという結論を「ねらい」として決めていけば、「気持ち」のみを問うことで、そうした方向に結論を誘導することができる。

一方、「資料」に示される「智子」の行為が、現実の状況ではどのようなものでありえるのかと考えると、やはり、軽率なものだという正反対の結論になる。安易に「智子」の「気持ち」を問うて、それが望ましい態度や心構えだと結論づけている場合ではないといえる。「資料」の文言のみから「気持ち」を察するのではなく、現実の情報モラルについての情報との整合性を考えてゆくという仕方での解釈をさせることが必要になる。

### (2) 「みき」の投稿に関して

指導案においては「みき」の行為は不問に付されている。情報モラル教育においては、ネット上への情報発信の危険性は積極的に扱われるべきものだが、なぜ扱われないのだろうか。なお、『中学生の新しい道』の3学年分すべてを確認しても、情報発信の危険性に触れた「資料」は「プロフ」以外にみられない。ならば、やはり「プロフ」で「みき」の行為を取り上げるべきではないだろうか。

おそらく、「資料」作成者にとっては、「自らの感情を抑制するための正義の心を持ち、差別や偏見のない理想の社会の実現を目指すとする態度や心構えを養う」ことが主たる「ねらい」とされているのだろう。情報モラルに関しては、「言葉だけが飛び交うネット社会における問題を考えることで、ルールやマナー、メディア・リテラシーの基本的な考え方にふれる」という「ねらい」が一応は記されている。しかし、作成者が、ネット上でのコミュニケーションの特性をふまえず、リスクある行動を「より高い価値観」として一面的に賞賛させようとしていることは先に確認した。個人情報の発信に関する危険性は適切に扱われていない。

### (3) 「プロフ」をいかに解釈させるか

「プロフ」には、情報発信について考えるための重要な情報が示されているにも関わらず、その点について、おかしな解釈のさせ方が推奨されてしまっている。問題ある行為について肯定的に解釈させたり、問うべき問題が不問に付されていたりする。

逆に、安易な個人情報の発信が炎上につながりうるということや、実名での書き込みの危険性について学ぼう

とするのであれば、この「資料」は有効に使うことができよう。どういう情報を公開したから炎上につながったのか、あるいは、炎上するサイトへの実名での書き込みの結果としてどういうことが起こりうるかと、批判的に「資料」を解釈させるべきである。

## 5. 情報モラル教育としての「資料」

本稿では、宇佐美の「資料」論をよりどころにしつつ、2つの「資料」を取り上げ、それぞれの問題点を指摘してきた。

宇佐美は、授業は「資料自体ではよし悪しは決まらない」<sup>35</sup>とはいうが、それにしても、情報モラル教育としての「資料」には不十分・不適切な点が多い。また、そうした点を適切に補おうとしないまま、解釈がなされている。そしてその結果として、情報モラルについて有意義なことを認識させられなかったり、誤った認識を与えてしまったりということが懸念される。

こうした問題は、なぜ生じるのか。以下、4点に分けて考えてみたい。

第一に、情報モラル教育の「資料」には、従来の「道徳」の「資料」についての批判が同様にあてはまるということが考えられる。「資料」の解釈のさせ方についての問題は、本稿でみてきたように、すでに宇佐美によって指摘されていたものである。本稿の考察によって、その批判が、情報モラルという新たな内容においても同様に当てはまるということが明らかとなった。よりよい情報モラル教育の「資料」を作成しようとするならば、過去の議論をふまえた上で作成にあたる必要がある。

第二に、扱うべき情報の新しさが影響していると考えられる。たとえば、子どもたちにとって、著作権についての情報は新しい情報である。授業者は、そうした新しい情報をいかに認識させられるのかを考えなければならない。また、プロフィールサイトに関する問題は、近年指摘され始めた社会的に新たな問題である。プロフィールサイトについて「資料」を作成するのであれば、作成者は、そのサイトの特徴などを十分に認識しておかなければならない。このように、情報モラル教育で扱うべき情報は、程度もあるとは思われるが、様々な意味で新たな情報である。したがって、「資料」作成者には、扱う題材について、まず自らが豊富に情報を得て、さらに子どもがその情報についてどういった認識をしているかを捉え、その程度によって「模型」性に留意しつつ「資料」を作成することが求められる。一般に、「道徳」授業では、教師が知識を教えるということは避けられ、子ども自らが考えるということが望まれる傾向にあるだろう。しかし、情報モラルとして問題にされることについては、子どもも大人も知らないことが多いと懸念され

る。従来の「道徳」授業にもまして、情報を適切に扱ってゆく必要がある。

第三に、文章としての「資料」の限界が考えられる。情報モラル教育では、文章での表現が難しいものが扱われることが多いはずである。「好美の告白」では、「マーク」の似ている程度がそれにあたる。あるいは、「プロフ」では、炎上の様子を実際に見れば、実名を出しての書き込みをためらうことになるだろう。他にも、たとえば、スマートフォンの特徴や、ソーシャルゲームの特徴なども、文章だけでは認識しづらいものであろう。文章のみでは、子どもに伝える情報が乏しくなってしまうことが懸念される。イラスト、映像など多様な形式での教材が併せて用いられることが望ましい。

第四に、一般的な「道徳」の内容との関連についての課題が考えられる。「道徳」授業における情報モラル教育では、当然のことながら、「道徳」の内容とのかかわりが重視されている。「好美の告白」では、「友情」「信頼関係」といった内容、「プロフ」では、「差別」「偏見」「正義」といった内容が、情報モラルに関する内容とともに示されていた。しかし、情報モラル教育を行う場合、こうした並列的な取り上げ方がよいのかは一考の余地がある。「道徳」の内容との関連を図るばかり、情報モラルについての認識が不十分・不適切になっては、情報モラル教育としては問題である。本稿での2例にはそうした症状があったはずである。「道徳」の内容が情報モラル教育についての認識を妨げる要因となりうるのであれば、新たな内容を創造したり、「道徳」以外での実施を検討したりする必要がある。特に、情報モラルに関する諸問題においては、子どもたちが実際に被害者や加害者になりうるものもある。授業によって、子どもたちに中途半端な認識や誤った認識をさせているのであれば、それは大きな問題である。

今後の課題は、この4点を中心に、「道徳」授業における情報モラル教育の可能性と限界を探ってゆくことである。

<sup>1</sup> 道徳という概念自体との混同を避けるため、学校で行われる授業のことは、「道徳」とかぎ括弧付きで記す。

<sup>2</sup> たとえば、文部科学省(2011)が作成した『小学校道徳 読み物資料集』『中学校道徳 読み物資料集』の中にも、情報モラルに関する「資料」が掲載されている。

<sup>3</sup> なお、「資料」の活用を中心とした授業のよし悪しは、「資料」自体だけでなく、その活用方法までを含めて語られるべきであろう。ここでは、そこまでを考察の射程とする。

<sup>4</sup> 宇佐美寛(2005a)『「道徳」授業をどう変えるか』、明治図書、p.6

<sup>5</sup> 宇佐美(2005a)前掲書、p.217

<sup>6</sup> 宇佐美寛(2005b)『教育のための記号論的発想』、明治図書、p.143

<sup>7</sup> 宇佐美(2005b)前掲書、p.141

<sup>8</sup> 宇佐美(2005b)前掲書、p.143

- 9 宇佐美 (2005b) 前掲書、p.144
- 10 以下の文献に詳しい。
- 藤川大祐 (2008) 『ケータイ世界の子どもたち』、講談社現代新書
- 11 もちろん、デジタル技術に関する部分だけが問題なのではなく、日頃の間人関係や生活習慣が関わる部分もあるだろう。ただし、後者の部分だけを扱うのでは、情報モラル教育とは言えないはずである。前者の部分の扱いは必須である。
- 12 スマートフォンでは、携帯電話回線に加えて Wi-Fi でのネット接続が可能であったり、世界規模で流通する様々なアプリを自由にインストールできたりする。したがって Wi-Fi 接続用のフィルタリングの導入や、様々なアプリの利用に関する問題について啓発する必要が出てきている。
- 13 以下のサイトに「資料」の全文や授業報告が記された報告書が掲載されている。  
公益財団法人パナソニック教育財団 実践研究助成 平成 23 年度  
[http://www.pef.or.jp/01\\_jissen/03\\_list\\_h23.html](http://www.pef.or.jp/01_jissen/03_list_h23.html) (2012 年 1 月 27 日閲覧)
- 14 著作権を情報モラル教育として扱うことは、重要なことである。中学校学習指導要領 (平成 20 年告示) の解説・道徳編においては、「著作権等に対する対応」が情報モラルの一内容として示されている。さらに、同書の「内容項目の指導の観点」では、「法やきまりについての意義を十分にわきまえた上で、社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲を育てる指導が重要」とも記されている。こうした記述をふまれば、著作権の内容や、その社会的意義、昨今の状況などについて幅広く学習してゆくことは重要だと考えられる。また昨今は、「好美の告白」で描かれるようなネット上の著作物を盗作する問題以外にも、子どもたちによる音楽や動画の違法アップロード・ダウンロードといったデジタル技術の発展にともなう新たな問題も指摘されている。情報モラル教育において著作権についての扱うことの意義は大きいといえる。
- 15 福井健策 (2010) 『著作権の世紀—変わる「情報の独占制度」』、集英社新書、pp.24-25
- 16 ただし、実際に著作物を比べることができたとしても、盗作かどうかの判断を法律の専門家でない者が判断するのは難しい。福井 (2010) は、前掲書で、「村上隆対ナルミヤ」事件や「楢原敬之対松本零士」事件」を例に、判断の難しさを指摘している。
- 17 新たな創作物をつくるということは、程度こそあれ、他の何かしらの創作物に影響を受けてなされるものであろう。
- 18 パブリックドメインのものに類似した作品を市の公募に応募してよいのかという問題は別途生じうる。
- 19 宇佐美 (2005b) 前掲書、p.144
- 20 宇佐美 (2005b) 前掲書、p.145
- 21 授業では、最初に立場を決め、一度討論し、再度どちらの立場をとるか考えている。最初の段階では 34 名中 31 人、最終的には 30 人が「事実を隠す立場」を選択していた。
- 22 「旅行に行けるからいい」(4 名) という理由もある。本当にそう思っているのか、笑いをとろうとしているのかといったことは不明である。ただし、少なくとも、著作権についての認識にもとづく理由ではないことは明らかである。
- 23 一例として、類似した問題に関する裁判の判例をふまえて検討するということは有効であろう。
- 24 荒木紀幸編著 (1988) 『道徳教育はこうすればおもしろい—コールバーグ理論とその実践』、北王子書房、p.41
- 25 荒木 (1988) 前掲書、p.41
- 26 たとえば、次のサイトに事例がまとめられている。  
「ここ最近起きた盗作まとめ」  
<http://d.hatena.ne.jp/katoyuu/20110213/tousaku> (2012 年 1 月 27 日閲覧)
- 27 以下の文献に詳しい。
- 野口祐子 (2010) 『デジタル時代の著作権』、ちくま新書
- 28 藤川 (2008) 前掲書 に詳しい。
- 29 藤川 (2008) 前掲書 に詳しい。

- 30 前略プロフィール  
<http://pr.cgiboy.com/> (2012 年 1 月 27 日閲覧)
- 31 前略プロフィール 「ケータイ・インターネットの歩き方」  
<http://pr.cgiboy.com/info/safety/f.html> (2012 年 1 月 27 日閲覧)
- 32 前略プロフィール 「よくあるお問い合わせ」  
[http://pr.cgiboy.com/faq/faq\\_p/faq.htm](http://pr.cgiboy.com/faq/faq_p/faq.htm) (2012 年 1 月 27 日閲覧)
- 33 指導案によれば、子どもたちはこの「資料」を読んだ上で、「1. みきのサイトに書き込みをしたときのリサは、どのような気持ちだったのだろうか」、「2. 智子たちに責められたときのリサはどんな気持ちだったのだろうか」、「3. 智子の書き込みをリサはどのような気持ちで受け止めたのだろうか」、「補. サイトに実名を出すというのは、どういう気持ちからだろうか」と、登場人物の「気持ち」が問われることになる。また、「1.」と「2.」の発問では、それぞれ「負の価値」と「正の価値」へと共感させるということが目指されている。さらに「3.」と「補.」の発問において、「生徒の考え方を整理して、より高い価値観に目覚めさせたい」ということが目指されている。
- 34 「気持ち」を等ことについては、すでに宇佐美による批判がある。以下の文献に詳しい。  
宇佐美寛 (2005c) 『「価値葛藤」は迷信である—「道徳」授業改革論』、明治図書、pp.116-129
- 35 宇佐美 (2005b) 前掲書、p.144

#### 引用文献

- 荒木紀幸編著 (1988) 『道徳教育はこうすればおもしろい—コールバーグ理論とその実践』、北王子書房
- 宇佐美寛 (2005a) 『「道徳」授業をどう変えるか』、明治図書
- 宇佐美寛 (2005b) 『教育のための記号論的発想』、明治図書
- 宇佐美寛 (2005c) 『「価値葛藤」は迷信である—「道徳」授業改革論』、明治図書
- 千葉県中学校長会編『中学生の新しい道』(平成 21 年度版)、日刊企画
- 文部科学省「中学校学習指導要領 道徳編」(平成 20 年告示)
- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 道徳編」(平成 20 年告示)
- 野口祐子 (2010) 『デジタル時代の著作権』、ちくま新書
- 福井健策 (2010) 『著作権の世紀—変わる「情報の独占制度」』、集英社新書
- 藤川大祐 (2008) 『ケータイ世界の子どもたち』、講談社現代新書
- 公益財団法人パナソニック教育財団 実践研究助成 平成 23 年度  
[http://www.pef.or.jp/01\\_jissen/03\\_list\\_h23.html](http://www.pef.or.jp/01_jissen/03_list_h23.html) (2012 年 1 月 27 日閲覧)
- 前略プロフィール <http://pr.cgiboy.com/> (2012 年 1 月 27 日閲覧)